

(非公式訳)

投資委員会事務局布告

第 Por. 1/2561 号

件名：プロジェクト経過報告の指針決定

---

被投資奨励プロジェクトの投資経過の監査と評価の効率化を図るために、投資委員会より委任された投資委員会事務局は仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法第 11 条、第 13 条、第 20 条、および第 54 条に基づく権限によって以下のように発佈する。

第 1 項 仏暦 2548 年（2005 年）1 月 18 日付投資委員会事務局布告第 Por. 1/2548 号「機械輸入期限および事業開始期限」の第 1 項の条文を廃止する。

第 2 項 被奨励者は奨励証書発行日より操業許可書取得時まで毎年 2 月と 7 月までに事務局の指定した書式を持って事務局にプロジェクトの経過報告をしなければならない。なお、奨励証書が 2 月と 7 月に発行されたプロジェクトに関しては、次に報告する必要がある月に初回のプロジェクトの経過報告しなければならない。

第 3 項 本布告が施行される前に奨励証書が発行され、かつ事務局から操業許可書を取得していないプロジェクトは、操業許可書取得まで仏暦 2561 年（2018 年）7 月よりプロジェクトの経過報告を開始しなければならない。

第 4 項 奨励証書の条件に「事務局に奨励証書発行日より 6 ヶ月間、1 年間、そして 2 年間経過した時点で認可された事業を実施できる状態にあると報告しなければならない」と表示されている既存の投資奨励プロジェクトに関しては、当該条件を取り消し、代わりに本布告通りにプロジェクトの経過報告をしなければならない。

第 5 項 被奨励者がプロジェクトの経過報告を怠り、違反又は条件を遵守しない場合、事務局は奨励証書に基づく恩典を一時中止する。また、2 回連続で報告を怠った場合、事務局は奨励証書に基づく恩典の廃止またはプロジェクトの取消を検討する。

第 6 項 問題が発生し本布告に基づき判断できない場合は、投資委員会長官が最終的な判断をするものとする。

なお、本決定事項は即時有効とする。

公布日：仏暦 2561 年（2018 年）1 月 8 日

(ドゥアンチャイ・アサワチンタチット)

投資委員会長官